

## 「六篠社会貢献賞」規約

### (趣旨)

1. 六篠会会員で、社会的貢献を通じて神戸大学農学部および神戸大学六篠会の名声を高めることに貢献したものに六篠社会貢献賞を授与する。

### (六篠社会貢献賞の対象)

2. 六篠社会貢献賞の対象者は社会で活動する六篠会会員とする。
3. 六篠社会貢献賞の対象となるものは次のいずれかに該当するものであること。
  - ① 六篠賞に相当する研究業績を公表したもの
  - ② 社会を啓蒙する著作を発表したもの
  - ③ 顕著な社会的貢献をしたもの
  - ④ その他、会長が相当すると認めたもの

### (褒賞)

4. 六篠社会貢献賞には報奨金は授与されないが、神戸大学農学部で成果の公表が行われる際には、旅費及び日当が支給される。

### (応募方法)

5. 六篠社会貢献賞の応募は自薦、他薦を問わないが、推薦書(別紙様式)を持って六篠会事務局に申請すること。但し、本規約発効以前の業績には適用しない。

### (選考方法)

6. 六篠社会貢献賞の審査は応募書類に基づき、六篠会役員会において決めるものとする。また、六篠会は、選考・審査にあたり、応募者等から意見を求めることができる。

### (寄稿・発表の義務)

7. 六篠社会貢献賞を受賞したものは、六篠会報への寄稿ならびに六篠会からの要請があったときは講演会や会議等で発表しなければならない。

### (褒賞の制限)

8. 六篠社会貢献賞を受賞した同一の内容で、六篠会の類似した賞を受賞することはできない。しかし、褒賞の対象が異なれば六篠社会貢献賞を複数回受賞することができる。

### 付則

#### (施行期日)

この規約は、平成27年8月1日から施行する。